

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年1月22日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年1月22日(金) 午前10時00分～午前11時57分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 服 部 孝 規
副 部 会 長 森 美和子
部 会 員 西 川 憲 行 高 島 真 豊 田 恵 理
中 崎 孝 彦
会 長 前 田 耕 一
副 会 長 岡 本 公 秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 出席者 (株)ぎょうせい 安井 順之
- 6 事務局 議会事務局長 松井 元郎 議事調査室長 渡邊 靖文
新山 さおり
- 7 案 件
1. 議題
(1) 通年議会について
2. 第35回検討部会の確認事項について
3. 議会改革白書2016への掲載内容の確認について
4. 議題
(1) 議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについて
(2) 議決を要しない計画等への議会の意見反映について
(3) 長期欠席者への対応について
(4) 議会の情報化について
5. その他
- 8 経 過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会改革推進会議検討部会を開会いたします。

12月議会の委員会のライブ中継のアクセスが、議会事務局に聞いてわかったんですけども、産業建設委員会が63件アクセスがあった。で、教育民生委員会が334件、総務委員会が124件。やっぱりこの議案の関心度というのがそのままあらわれているなど。やっぱり産建の場合は市道の認定ぐらいしかなかったということ。それから教育民生は病院の問題があったと。それから総務は手数料の問題があったということで、やっぱりそれが数に反映している。だから、これは議会改革の中でライブ中継というのを取り入れたんですけども、こんな形で関心のあるものはやっぱり見てもらえるという結果が出ております。ちなみに本会議でのテレビのケーブルのあれもあるんですけども、質問とか議案質疑は大体100から200件だと、ネットでのアクセスです。だから、教民はもちろんケーブルテレビはやっていませんけれども、334件というのは、随分関心が高かったなということがわかります。これはちょっと報告しておきます。

きょうは、株式会社ぎょうせいさんに来ていただいて、通年議会という問題について、ちょっと議論をしたいと思います。それ中心にきょうは行きたいと。よろしく願いいたします。

それでは、まず通年議会についての株式会社ぎょうせいからの説明をまずお願いしたいと思います。安井さん、お願いいたします。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それでは、改めましておはようございます。

お忙しいところをお時間いただきまして、ありがとうございます。

皆さんのお手元に資料1という資料があると思いますので、そちらをご参照いただければと思います。こちらに沿ってご説明をさせていただきます。

通年会議、通年会期という言い方もしますが、通年議会、今皆さん、現状定例会を年4回、あと随時必要に応じて臨時会を開いてという形になっておるかと思うんですが、実はこの定例会が4回というのも亀山市の条例で、いわゆる全国自治体さんの条例で定例会の回数というのが定められています。通年議会は何かをもってやるかという、議会の会期を1年、もしくは約1年として、その間、議会の判断で必要に応じて会議を開くことができるようにできますよという制度です。

目的としては、会期を長くすることで常に活動可能な状態となって、活発な議会活動、議員活動が期待されるというのがよく言われる定義です。ただ、これは個人的には、うんと思うのは、長くしたから活動可能な状態ということなら、開いてないときは皆さん活動していないかということ、全くそうではないんですけども、よく書籍で言われる定義というのはこういう書き方をされています。

通年議会には2種類あって、定例会方式と通年会期方式という2種類があります。実態としては同じようなものなんですが、定義上のものが異なります。定例会方式というのは、いわゆるかつての自治法の中で、実は24年に改正がされているんですけども、それ以前のやり方、すなわち今の亀山市さんの例規、条例の中で通年議会を開こうと思ったときに、定例会方式を開こうと思うと、今、定例会は年4回とすると、3、6、9、12とするというふうに条例で定められておるかと思うんですが、そこを年1回とするというふうにしてしまって、そのかわり会期を1年、招集するための通知期間がありますので、大体約1年ぐらいになるんですが、定例会は1回です、会期はおおよそ1年ですという言い方をするのが定例会方式というものになります。一方、平成24年の自治法の改正後にと

られる方式になったものになるんですが、通年会期方式というのは、条例で会期の始める時期を定めて、その中で定例日と言われる日を定めて、約1年で運用する方式という形になります。ですから、実質途中改選がなければ4年会期とも言われているやり方になります。後ほど説明しますが、どちらのやり方でメリット・デメリットあるかと、そんなに差異はありません。その法律、条例上の位置づけ上、定例会方式と呼ばれるか通年会期方式と呼ばれるかというところになります。

そこに囲みで自治法の項目を書きましたけれども、なぜこれがこういう自治法が改正されたかと。平成24年当時の考え方としては、従来のようなとありますが、一般的にほとんどの団体さんによっては現行の定例会、臨時会方式といったような開催区分だけじゃなくて、いわゆる地方議会の活性化を狙って、あるいは多様化を狙って、さまざまな住民も議会にどんどん議員として参画できるようにというふうにしたというのが目的とされています。この点についても、また後ほどちょっと触れたいと思います。

これは、自治体議会改革フォーラムの資料になるんですが、通年議会を導入している団体、それから通年会期を導入している団体というのを上げさせていただいております。ここに上がっている中には、既に導入はしたんだけど、やっぱりやめたというふうになった団体も含まれています。

実際に通年会期を導入している議会のところには、どういう条例位置づけというふうにしたのかという名称なんかも一応あわせて上げています。言い方はさまざまあるんですが、要は議会総合条例だったりだとか、議会の会期等に関する条例とか、こういうったものを定めて、会期の始まりの日と定例日、例えば3、6、9、12の第2、第3火・水・木曜日とか、第2、第3の火・木・金とか、いろんな書き方があるんですけども、そういうふうに定めているというのがこの通年会期方式です。

その下に書きましたんで、一度導入したものの、再度従前方式に戻したと。有名なところで長崎県庁さん、長野県さんもそうですね。それから四日市さんは導入してないのか、そもそも。導入したんでしたっけ。何か議論がされているというのは、これ本当にいいのかという議論がされているというのはちゃんと聞いていますね。ここは、皆さんのほうがお詳しいと思いますので。

では、議題の本質に入っていきたいと思うんですが、じゃあ実際この通年議会のメリット・デメリットって何なのかと。今から申し上げるのは、はっきり言って、いろんな本、いろいろな資料を見ても、それからいろんなところの話を聞いても、皆さん共通して言われることですけど、今から申し上げる、要はここに上がっている資料の項目というのは、基本的にきれいごとだと思ってください、率直に言って。これはそのとおりです。いわゆるメリットと言われるのは、議会が活性化しますと、要するに通年議会で、通年会期でいつでも議論ができるんで、どんどん議論が積極的になるはずだと。実際に充実して、活性化されると。それから2番目に、今、定例会と定例会の間に、要するに議会が開催されてない間にどうしても緊急を要する案件が発生したときなんか、当然市長の専決処分というのがあろうと思うんですが、議会が通年で開かれていれば必要に応じて招集できるんで、そうすると専決しなくてもきちんと議会の承認・議決を得られるだとか、そうすると専決処分が減るだろうと、緊急案件に対応できるようになると。それから、ずうっと開いていますので、議会の中で審議する事項がどんどんふえてくるので、議会審議案件がふえて、ここの中で議論される時間ももっと確保されるはずだと。この辺は後ほど言いますね。それから積極的な政策提言。同じことです。どんどんここで議論がされるんで、さらに執行部に対しての政策提言もできるようになるはずだというのが、推し進めていращる人たちの特によく言われるお題目になります。

この時点でこちらからコメントとするならば、じゃあ皆さん方は、地方議会の議員さんは、議会があいてない間、政策提言も何もしないのか、議論も積極的に何もしないのかという前提に立っているようにも受け取れるんですね。決してそうではないと。当然いろんな議会活動、それからコミュニティにおけるいろんな活動とか視察活動を含めて、いろんな議論はされているはずなのに、これだけを切り取って読むと、議会が開いているから議論するんだ、開いていないときは議論していないんだというふうに読み取れてしまう。なので、先ほど冒頭に申し上げたように、きれいごとだというふうには言わざるを得ない。これが後でご説明する実態にそのまま直結します。

ただ、実際にデメリットは何なのかということで、議会の開催日がふえますので、細かいところではありますけれども、費用弁償の増加が見込まれる。それからこれは事務局さん直結になりますけれども、会議録をどういうつくり方をするかという、これも実はさまざまなんですけれども、定例会ごとにつくったりすると、その手間がどんどんふえていってしまうということで、事務負担がふえるというのが言われています。

では実際に通年会期、通年議会に対する反対意見というのはどういうものが出ているかという、今の意見の裏返しになります。実際に専決処分が減るというけれども、実際の現状、専決処分ってそんなに乱発されているのかという、どこの市議会さん、あるいは市町村議会、県議会を開いても、そんなにしょっちゅう専決をやっているわけではなく、本当に緊急、必要なものであればやるけれども、そうでないものについては、そんなに専決処分をしているわけではないと。それから、緊急案件に対応すべきだというふうに言うんだけど、例えば本当に災害対応が何か発生したときに、いやいやまだ議会の承認が得られていないんで動けませんというようなことが、通年でずっと開いていると開けちゃうんで、じゃあ議会の承認を得ないといけないじゃないかというような事態に対処し切れるのかと、逆に。それこそ現場対応がおくれる可能性があるのではないかと。この辺は運用だと思うんですけどね。あとは議会が求めた臨時会の招集について、首長サイドが開きたくないというような許否した事例というのは極めて少ない。

それから国政と違って、地方議会においては、職業議員、兼業議員というのが混在するんですけども、通年ということになると、ずうっと活動していてということになって、一概にとは言えないんですけども、職業議員というのを助長するものになるんじゃないのかと。自治法の趣旨とは逆になるのではないのかと。これは捉え方にもよるので、一概にそうとは申し上げられないとは思いますが、一つの意見としてはあり得るだろうと。

それから最後に、議会改革の一環として、通年議会を検討するということは多々あるんですが、実際に求めていく改革だとか取り組みというのは、現状の制度、現状の運用の中で十分可能であると。通年議会を開かないとそれが乗り越えられないということではないというのが反対される側の主な意見という形になります。

では、今の実態というところになります。既に先ほどのリストにあったところもそうですけれども、通年議会制を導入している団体において、じゃあどういう運用がされているかという、実質的な審議というのは、結果的には3、6、9、12月に行っているんですね。先ほどの通年会期方式にしても、会期はずっと1年なんですけれども、3月議会、6月議会、9月議会、12月議会という形で、実質現状の定例会月と同じ時期に本会議を開いて、定例会月議会を開いて運用しているところがほとんどです。随時というふうにかなり積極的にやっつけらっしゃるところがあるかという、言葉は

悪いですけど皆無に等しいぐらい。実質的な中心的な議論は3、6、9、12にやっていたらいいと思います。具体的な方式として、そこに2つ書いていますけれども、結論としてあるのは、下から3つ目のブロックのいずれの場合においても、実質的な運用は従前と変わってないですと。これまでの定例会的な日程になっていますというのが現状です。これが実態です。

それから、先ほどデメリットのところであった費用弁償という話がありましたが、これも他分析資料ではありますけれども、そういった費用が増加するんじゃないかというふうに懸念されているんですけど、どのケースを見ても極端に増加しているというのは見られませんと。そこに実際に増加例、減少例を書きましたけど、増加例といっても300万、大きな額ではあるんですけども、極端にふえたというわけでは。これは何を示しているかという、通年にしたことによって、どんどんやって費用弁償がふえちゃったという、これは福島町さんに対しては申しわけないですが、要するに通年にしたところで、そんなにやっている日数とか、変わっていませんよねと。多少、議案等、議題等、検討項目によってふえたかもしれないけれども、登庁する機会がふえたかもしれないけれども、かといって物すごく自治法なり、導入目的のときにうたった積極的議論がされるとか活性化するというほど、実態としてはそんなにふえていませんよねと。それは、もしかすると、そういう案件がたまたまこの年、平成22年になかったのか、そんなに積極的にならなかったのか、この辺は分析が必要だとは思いますが、そんなに費用弁償として全国的にもデメリットと言われるほどふえている状況でもないというのが実態です。

それから3つ目に会議録の作成についてと。ここも当初いろいろ懸念もされたんですけども、運用方式、どういうふうにつくるんだとか、始まりと終わりがずらっと長いので、どういうふうにつくるんだという議論は多々あったんですが、皆さん現状のそれぞれの議会の運用とかに応じてつくっていらっしゃるのが実態で、先ほど言ったように、実質3、6、9、12でやっていたらいいので、その月ごとに3月分をつくってみました、6月分をつくりましたというふうにしていらっしゃるところがほとんどです。署名の扱いはどうするか。その日ごとに署名議員を指名してというところもあたりしますが、そこは運用のカバーなので、大事なのは議論した中身をいち早く文字、音声等にして有権者の方に見ていただける状態にすることのほうが重要であって、どのタイミングで本にするかということの一つの手段でしかない。

それから、これはよく言われる話なんですけど、一事不再議の問題。会期を長くすることによって、要は1つの会期がまるっと1年になりますから、基本的にはその会期中の議決が出たものに対して、一事不再議というものをとると、それは例えば会期の前半のほうで出た議論に対して、例えば何らかの結論を出した。じゃあそれは極端なことをいうと、その会期が終わるまでは不再議という扱いになる。厳密に言うと、判例、行政実例が出ていますんで、延長しても云々というやり方はできなくはないんですけども、今の現行法の捉え方でいくと、そこが終わるまでは不再議の扱いになる。それがいいのかどうか。当然その前提をまずよしとするかどうかという議論はあるんですけども、そうならないようにするためにも、じゃあその議論をより慎重にしていけないといけないという意見もある。このより慎重とは何かというと、本来積極的に議論したほうがいいんだけど、でもこの話しちやうと、もし否決されたとき、もう今度不再議だからなあという云々とかとなって、消極的な議論に直結してもいかんということで、この面からしても、じゃあ現状の運用で十分じゃないのかなという議論が出てきています。

それから、これはそんなにメジャーな課題ではないんですけども、工事案件の迅速化というのを書いていらっしゃる専門家もいらっしゃいます。今だと3、6、9、12の定例会ごとにいろいろ上がって、そのタイミングでしか工事がスタートできないと言われていたものが、より迅速的に工事がスタートできるというメリットはあるということなんですが、じゃあそういう案件って、実際どれほどあるのかと。これは東北のほうの現状、災害復興等との絡みを考えると、またちょっと視点は変わってくるのかもしれませんが、じゃあ、例えば亀山市さんの中で、次の議会まで待たないと工事がスタートできないんですというような災害的なものであれば、別の形でも動くことができるかもしれません。必要に応じて、どうしても緊急なものであれば、臨時会開いてでもということもあるかもしれませんし、そこはそれこそ通年だからこれができたんだというふうに直結できるものではないのかなというふうに思います。

3つ目の考察に行く前に、実はちょっときょうに向けて、このテーマの資料をずうっとつくっていくに当たって、先ほどのリストに上がっているところの幾つか、行ける範囲のところ、それから情報をいただける範囲のところで、幾つかの市議会さん、町村議会さんの通年会期を導入していらっしゃるところに幾つか取材をさせていただきました。こういう研究をしていらっしゃる団体さんがあってというところで、事例なんかも紹介したいのでというところで、ただどこも共通して言われるのは、今からその事例はお話するんですけども、団体名は出さないでくださいということだったので、今から団体名は申し上げますが、こういう実例が出ていますということです。

そもそも、まずじゃあなぜ通年会期を導入したんですかというところに対しては、その点に対してお答えくださったのは1つだけなんですけど、そこはたまたま当時執行部サイドと議会サイドがいろいろもめていて、議会と首長の対決の中で、売り言葉に買い言葉の中で、じゃあもう通年会期で流れていっちゃえという、どーんといってしまったというような流れで、じゃあ、例えば言われているような積極的議論は、いやいやそんなんじゃないと。ただただメンツの問題ですというようなところが現実にあります。

それから、実際に通年会期を導入してどうですか、僕らのこういった資料なんかも見ただきながら、世間一般で言われるようなメリットとか出ていますかと。あるいは逆にこういったデメリットは発生していませんかといったときに、どこの議会事務局長さんからも言われるのは、メリットはないと。デメリットはあってもメリットはない。ないというのは、目に見えるメリットということ。これは議会活動の仕方だと思うんですけども、そこの方もおっしゃったように、例えばそれこそ栗山さんみたいに、日ごろから有権者がいろんな形で関心を向けてみえていて、日常の活動も議員さん方も住民からいろんな監視、評価を受ける中で活動をオンタイムでどんどん返していくというキャッチボールがどんどん活性化、まちとか自治体挙げて活性化しているようなところであれば、それはあるのかもしれないけれども、実質通年会期になりました、うちの市でもそういうふうになりましたと説明しても、有権者の人はうんという状況。実質、3、6、9、12になるとケーブルテレビで議会中継が始まると。要するにそれ以外のときはやってないんだよね。今までと何が変わったという、事務手続上のことが変わった話であって、議員さん自身の活動にしても、議会報告を受ける話にしても、この間の定例3月議会ではこんな話でしたというのが出るだけ。住民からすると、何ら変わったようには感じ取られていない。事務局の負担だけがふえていますと。事務局長さんに聞いたんで、そういう答えというのはあるとは思いますが、実態としてはメリットはない、デメリットが

あるとすると、事務局負担がふえただけです。でも、そのデメリットも物すごくふえたかという、ちょっと事務上のことで幾つか今までと違うやり方をしていけないといけなだけで、事務局が人があと1人も2人も3人も要するような事務局負担がふえたかという話ではなく、少し事務手続が今までと違ったことによる負担がふえたかなという。結論そんなに変わっていませんというのがお声ですね。

それから、これは別の市議会さんがおっしゃった、唯一メリットがあるとすると、この言い方をすると、先生方にはうーんと思われるかもしれませんが、その市議会さんの局長さんの言葉をそのまま申し上げると、うちのところで導入して、唯一よかったと先生方がおっしゃっているのは、早大のマニフェスト研究所がやっていたらいいですね。議会改革のランキングが上がったと。これを導入していると点数の計算では上がるんです。そこでうちは上がったというふうに喜んでいますが、あれを見ているのは議員さんたち同士ですよ。市民はほぼニュースにもならないです。もっと言うと、僕は最後の言葉に非常になるほどだと、そのとおりだなと思いましたけど、形式的に改革をしているかということじゃなくて、どういう議論をして、今まで見えなかった議論が市民に見えるようになったか、議論の詳細の部分でこういうところを具体的に検討して、結論はこうだったけど、こういう話があったんだとかというところをきちんとオープンにすることのほうが大事で、それは別に通年であろうが、従来の定例会方式であろうが、市民、有権者に伝えていかなきゃいけないことは今までもこれからも変わらないことであって、だから方式なんかはどっちでもいい。ただ、自分のところの議会が決めたことなので、うちはそれにのっとってやっていますけどというような自治体はかなり見えてきましたね。電話で幾つかお話を聞かせてくださった議会さんに関しても、そんなにかどうか、ほとんど実態としては変わっていません。よく言われるように、そこに日当制だとか、この3番のところにも書いてあるんですけども、後半にも書くんですけども、その中で通年単体ではなくて、それと同時に日当報酬だとか、あるいはそれをやることによって、通年となる分、活動範囲が広がるかもしれないから、費用弁償をちょっと変えようかとか、報酬とセットで連動して、その分間口を広めてでもとかと、本当に日常の活動プラスアルファでできる議会活動、議員活動にするんで、どんどん普通の市民さんでも参加してくださいよというようなふうな複合的な要因でもって動いていけるのであれば変わるのかもしれませんが、今のところそれを具体的に調べていって、事例というのは極めて少ない。市議会さんレベルでいうと、ほとんどのところは導入はしましたが、実態としては変わっていませんというところがほとんどですね。

その辺をまとめたのが3番の考察のところにも書かせていただいています。今も申し上げました、何をを目指したいのかと、通年議会を導入することによって。例えば、亀山市議会さんがこれから議論を加速していく中で、通年議会、いろいろ実態を調べていって、ここまでたどり着いていることは十分実があることだと思うので、それを踏まえて亀山市議会さんがこの通年議会を導入するんだとすれば、それに対してそのアウトプット、その向こうとしてアウトカムとして何を求めていくのかというところをより明確にしていく必要があるだろうと。さまざまな切り口があると思うんです。議会改革だとか、あるいは費用を減らすんだとか、活性化させるんだとか、いろんな項目があると思う。ただ、それぞれの項目によって、恐らくアプローチも変わってくると思います。そこに1つ書いてありますけれども、例えば議会改革の一環でやるのであれば、じゃあ現状、休会中の間はこういう議論をしているけれども、これを通年にするによってこんな議論ができるようになるんだというところをも

っともっと見せていって、だから通年にするんだというところを示す必要があるでしょうし、じゃあ、費用を減らすんだということであれば、今申し上げたように、例えば日当制の話だとか、月額報酬云々とかいうところを重ねながら示していく必要があるであろうと。それから議会をもっともっと活性化させるんだというところであれば、じゃあなぜ今そこに踏み込まなきゃいけない課題があるのかとか、実際に今申し上げたいのは、現状の実態等を踏まえて、ただ通年にすることによって、これだけふえた事例がありますよというのが、どれだけ積み上げられるのかというところをきちっと示した上で、亀山市議会さんが何を目的に通年会期を例えば導入していこうとしているのか、あるいはそこについて進んでいくのかというのを示していかないと、多分現状の議論、あるいはほかの自治体さんの事例を見ている限りでは、有権者にはなかなか伝わりにくい項目なのかなというふうに思います。

それから、議員活動というふうに2番に書きましたけれども、この辺が先ほど皆さん、ほかの市議会さんもおっしゃる、具体的に議員さんの活動がそんなに変わってきているわけではないので、とすると、現状の市民のための議会活動としてのために通年を導入するというところのものが余り見えないうと。実際に自治法の改正というのは、じゃあ24年になぜ改正したかという、もうそういった議論が先行している団体さんに対して、その法改正以前は通年会期というのは認められていませんでしたから、基本的に定例会の回数を減らして1回にして、事実上通年にするというふうにするしかなかったんで、そこをきちんとケアするために、いわゆる法的配慮をするというのが主目的でしたから。かつ一般のもっと参画しやすいようにしましょうというふうに法の改正の目的があったと。でも、じゃあ誰でも地方議会に、あるいは亀山市議会に議員として立候補して、あるいは参画してということにハードルを下げるのが本当に議会への市民参画なんだろうかと。違う形での参画ということもいろいろあるだろうし、そもそもこれはずっと従来、それこそ部会長さんもずうっと今までも議論されてきたとおり、選挙で選ばれた議会である以上、議員である以上、参画というところのラインというのは、1つ引くべきなんではないだろうかとというところの活動としての通年がよしあしというものもあるだろうと。

最終的に同じ話になるんですが、名目上の改革というふうにならないように。議会改革をするという状況に対しては、市民を含めて多分ノーはおっしゃらないんです、恐らく改革をするという。でも、じゃあ何のためにするのか。要するに形式的な改革にならないようにするために、いや導入しましたよという形に終わらないようにするためには、先ほどの某市議会の事務局長さんがおっしゃっていたように、通年という方式だとかいう形にこだわるのではなくて、通年だろうが定例だろうが、今回の3月、あるいは6月、12月の議会等の中で、当然議会だよりにはいろんな細かい議論が掲載されていると思うんですが、その中でどういう議論をして、結論としては確かに全員賛成とかというふうに表の中ではなくてはいますけど、どういう議論をして、実際にはどんな議論もあって、もしくは本会議ではないけれども、会派同士の話し合いの中で、あるいは会派の中の話し合いとか、どんな議論をして、いろんなこういう議論もあったんだけど、議会の総意としてはこういうふうにしていったんだとかというそのプロセスをきちっと有権者のほうにフィードバックしていく、その説明責任を果たしていくことのほうが重要なのではないかなというふうに思います。

こういった状況を踏まえて、じゃあ亀山市議会さん、これからどうしていきますかというところの議論を深めていただけたらと思います。ありがとうございます。

○部会長（服部孝規君） ありがとうございます。

関連がある部分で資料1の1と1の2について、事務局のほうからお願いできますか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 資料1の1は、特にまだ議論を行っておりませんので、対応内容等についてはまだ変えておりません。ただ、三重県議会の通年議会を採用されるときに検討資料をいただいていますので、それを参考につけておるという状況でございます。

それから資料1の2は、25年から27年にかけての専決処分の実施状況についてを拾い上げております。やはり通年議会のメリットの1つには、すぐさま執行部の議案に対応できるということで、専決処分せずとも本会議が開けるといような部分から、一応件数だけ調べてみました。180条のほうは、これはもう市長の権限がございますので、実際に関係してくるのは179条のほうだと思いますけれども、実例としては、25年からですと25年で2回、26年度としては3回になりますかね。それから27年度で、今現在3件、そういった状況でございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 今、ぎょうせいのほうから説明いただいた分と、それから今事務局から説明をしてもらった分とあわせて、この通年議会についての皆さん方のご意見、受けとめ方の意見を出していただけたらと思います。どうぞ、どなたからでも結構です。

高島委員。

○部会員（高島 真君） ありがとうございます。

今、聞かせてもうておると、僕がよそから通年議会という話を聞いておるのが、まるっきり一緒に、言葉は乱暴かわからないですけど、意味がないのかなあと。市民受けするような言葉ではあるのかなあ。改革して通年開いておるとい言葉であるのかなあと思っておったんですけども、今、お話を聞いて確信に変わったなあと。これで意味がないということが自分の中であって、もっと議員活動、定例会とは別に皆さん頑張ってるので、そちらのほうを優先していくのであって、ここを見せようて、専決事項というのもあるんですけども、さほどというか、ああそういうレベルの話ですので、一時期は値段のこととか、ここもいろいろあったんですけども、基本的に必要なしという個人的な意見は見出せたのかなあと思っております。本当にありがとうございました。

○部会長（服部孝規君） 他にどうぞ、ありましたら。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

どうしても改革イコール通年議会という意識が自分の中にもあったんです。今ご説明いただいて、名目の改革よりも何のために改革をするかということを確認にすることが大事やということは、非常に心に響きました。そこをしっかりとやっていかなければならないということにはよくわかりました。

ぎょうせいさんもずっと亀山市議会にかかわっていただいて、今ご説明を聞かせていただくと、うちは本当に地道に一步一步積み重ねながら、非常に改革してきたんだなということにすごく思ったんですけど、そこら辺、ぎょうせいさんのほうから見て、亀山市議会の今の状況というのは、どのように捉えておられるのか。

○部会長（服部孝規君） お願いします。

安井さん。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） 議会基本条例の議論を始められた当初、特別委員会等々のころですね。竹井前議員さん等々の議論もずうっと長くかかわらせていただいて、いろんなものを感じる

要素があって、実は僕の担当自体は三重県ではなくて、僕は富山県を担当しているんですけども、この案件だけはずっとやらせてくれということで、ずっと担当させていただいているんですね。それは議会関係に対する思いもあるんですが、ここにかかわって、僕自身も勉強したこともいっぱいあるんですが、実際に亀山市議会議員の方々に対してすごい思っているというところは、ほかの市議会さんと比べて、今、森副部長もおっしゃっていただいておりますように、議会活動、議会改革というところを慌てずにゆっくり少しずつでも地道にやってこられたというプロセスは、物すごくほかの市議会さんにはないケースだと思っています。

それ以上に僕個人がすごく感じるのは、それを踏まえて、本当にこつこつとではあると思うんです。18人の皆さん方の全てを僕らもチェックできているわけではもちろんないんですけども、それに対して議員の皆さん方が議員活動というところの積み上げがあって、議会の総意があってというところ。要するに、当選して議会が形成されて、会派が幾つかあろうが、これで議会なんだというところの形で、どんと執行部とぶつかり合う議会さんが多い中で、その中に一つ一つを積み上げているのは、議員活動なんだ。先ほど高島先生もおっしゃって、定例会の合間でももちろん活動はされているわけで、そういったところが逆に通年議会にすると、そういうのが活発になると言っているところは、僕は、裏返すとじゃあその間の活動が有権者に伝わってないところなんだろうなど。でも、亀山市議会さんに関していうと、僕がかかわっている情報、それからうちの三重県担当の者から聞く情報、それから自分の兄貴がかつて亀山市さんにいろいろかかわらせていただいたことがあったりする中で、いろいろ見えてくる中からすると、一人一人の活動の積み上げで議会があって、それで当然意見の差異は出るにしても、議会の総意として一枚岩として対峙していくんだというところを、先生がおっしゃっていただいたようにこつこつ積み上げきた。

ただ、あとはそれがどれぐらい有権者の中に届いているかというところの結論というのは、なかなかここは推しはかりにくいところではあるとは思いますが、僕も市民の方と直接いろいろ話をするわけではないので。ただ、客観的に見ると、議会活動、議員活動という意味でいくと、そういった活動はちょっとほかの議会さんとは異なるものを持っていらして、それはイレギュラーだよなとかということではなくて、ほかのところが焦っているんな議会改革を、おっしゃったように形式とか名目のことに走る議会さんが多い中で、それは最終的に市民が評価することであって、これは竹井前議員もおっしゃっていましたが、一つずつ積み重ねていくしかないんだというところを、今着実に歩まれているんじゃないかなというふうに思います。

○部会長（服部孝規君） ほかの方、どうぞ。一言ずつぐらいは言うてもらおうかな。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 私も今いろいろ説明を聞いて、事前にファクスでもらったものを読ませてもらっておるんですけど、今この専決処分で資料の1の2というやつを見せてもろうておるんですけど、いつも思うておる僕の考え方が間違えておるのかどうかかわらんのですけど、専決処分というものに対して、180条のほうですけど、僕は今まで思うておったのは、執行部側が安易に専決処分に持ってくるということを思っておるんですが、ここでも1の2の場合でも、執行部にここで言うのかどうか、その辺は適当かどうかわかりませんが、条例の改正とか、いろいろ専決処分が出ておるわけですけど、もっと事前に、そういういろんな関連があって、国の関連もあってというようなこともあると思いますけれども、そういうふうなことは執行部のほうがもう少し検討して、例えば6月議会

にとか9月議会にとかというふうな目標を持って、そういう案件を検討してもらえば、別に専決処分してもっと減っていくかなあという思いがあるんですわ。

それでまた、今もぎょうせいの方もおっしゃいましたけど、災害復旧で災害が起きたときでもすぐ対応できやんということですけど、災害が起こったら、議会を開いてどうのこうの云々、議会の同意を得とるか、どういうことだと言うておる暇がないもんで、とにかく災害が起これば、すぐ何らかの応急処置の対応はしておるもんですから、それに対して今度設計をして、それが1億5,000万以上になったら議会の承認が要るんだとかいう話があるもんで、そこは執行部が緊急の応急対策はしておるということですので、そういうことは一々通年議会にしなくても、執行部の対応によってやれるということだと僕は思います。

それともう1つ、長くなりますけど、この資料の中で通年議会に対する反対意見の中で、ここが一番最後にも書いてあるんですけど、求める改革というのは、現行制度の中でも実現可能だと。僕は本当にそう思います。

それからもう1つは、通年議会になっても、今もこの資料の中にありますように、3、6、9、12というように集中しておるといふことなら、本当にどうしてもこれは集中しておるといふことなら、別に通年議会にしなくてもいいという判断に僕は立ちます。

それからもう1つは、行政側、執行部側がこれはどうしても議会の承認を得と、何としてでもやらなあかん問題やと、大きな問題なんやということがあったら、臨時会を開けばいいわけですから。議会側でも議員定数の4分の1以上の発議で議会側も開くことができるわけですから、別に僕はこういう議論をして通年議会にするということはないというふうには僕は今思っています。

○部会長（服部孝規君） 私も1つ。この専決の表の中で6月定例会に上がってくるのは、大体国会で3月31日に可決されたものを4月1日からの施行でというものがあるんですよ。これに対しては、例えば私が前勤めておった津市の場合は、毎年4月1日に臨時会を設定しておるんです。というのは、定例会は大体3月の二十何日に終わるんで、もう始めから4月1日に臨時会を毎年開くんです。そこに必ずこれが条例として上がってくる。専決でなしに条例として議決をして通していくという形をとっている。だから、やろうと思えばそういう方式もとれるわけです。必ず3月31日で国が可決をして地方に送ってきて、4月1日から施行という。この27年の6月もそうだと思うし、26年の6月、それから25年の6月、これは全部そういう関係ではないかなあと思うんですけども、特にそういう税制のやつはそれが多いですね。だから、そういう対応も可能やという、通年にしなくても。もしここが問題で通年議会をとらうのであれば、そういうことは十分可能やというふうには思う。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 今、部会長もお話ししましたが、僕も今すっと思ったんですけど、通年議会にしなくても臨時会というものをもっと活用していけば、通年議会と同じような対応になってくるわけだもんで、今部会長も言われましたけど。僕はそういうふうには思います。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） これは質問なんですけれども、私も通年議会というのはどうなのかなというのは、いろんなところで私もちょっと情報を集めたりとかして、ちょっと不都合のほうが多いという意見だったんですけど、仮に今さっきのお話でもありましたけれども、臨時会をうまく活用しているところとか、通年議会にはしなくても、ほかの自治体さんで臨時会というものの位置づけを私は余

り知らないので、そういったうまい活用をされているところとかというのはご存じでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 安井さん。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） それこそ先ほど部会長さんがおっしゃっていただいたとおり、津市さんの4月頭、実は税制改正の関係なんかは4月1日にやるところと、4月1日は年度初めなんで、市長が忙しいんでというところで、3月31日にやられるところもあります。

臨時会をどのように、逆に言う则有権者が理解しているかということにもよるんですけども、なぜ臨時なのかということもそうなんですが、これは僕の経験上も含めていうと、ほとんどの議会さん、市議会さん、町村議会さん含めて、大体この時期には臨時会をやるもんだというような位置づけでやっていらっしゃるところがまず半数以上あります。もちろん急ぎの案件とか発生したときにやらざるを得ないということもあるかと思うんです。逆に言うと、なぜ臨時会を開くのかということの、要するにそういう運用の中で、今まではよく言われるのは改選があつて、議長さん、副議長さんを決めないといけないから臨時会を開くんだとかという、それ以外はこうだと、あとは大体毎年この月にやっているからというようにところでやっているような議会さんがもしあるんだとするならば、それこそこの運用とか臨時会の開き方、位置づけ、定義なんかを議論して、じゃあ、こういうときは積極的にどんどんやろうとかというふうにやることこそ、やはり議会改革だと思うんですね。ルーチンで臨時会を開くということではなくて。だから、例えば毎年この時期に、おっしゃったように国の法律の関係、税制関係なんかはどうやったって3月議会の議案づくりには間に合わないんです、これは執行部側の肩を持つようになってしまいますが、これは仕方ない。でも、3月に頑張れば、もしかすると、執行部等の準備状況等もあるとは思いますが、4月1日施行のものをきちっと議会さんのほうに承認いただこうと思えば、3月31日、もしくは4月1日開こうと思えばできる。でも、やはり年度末、年度頭なんで、それはそれで多分人事の関係もありますし、非常にどたばたして忙しいのも事実なんで、であれば遡及適用とかもありますから、1日にはこだわらないけれども、4月の早い段階で1回やるような形に。それは大体こういう目的でやるんですということをしちっと執行部と、要するに両輪が共有できればよろしいんだろうと思います。

先ほど、どうしても運用でというものはあるんですが、若干これは本庁側の肩を持つ、僕らも法規の会社なんで、今の国の状況からすると、今回のマイナンバーの関係もそうですし、実は4月1日に恐らく亀山さんも行政不服審査法の改正関係で、条例が多々出てくると思いますが、国の動きというのは非常に市町村サイドには配慮されない遅い動きになっています。法律の動きが4月1日だとすると、分権改革推進法のときに、条例の改正なんかは法の改正にあわせて施行日から大体3カ月ぐらいは周知期間をとって条例をつくるようにしましょうというのが出ていて、極力市町村サイドはそれに沿ってやってはいるんですけども、そこに乗せるためには1個前の定例会に出さなきゃいけない。そうすると定例会の準備をすると、さらに一月半から二月前ぐらいまでに準備しないといけないんですが、その段階で法の施行にあわせた政省令等が出てくるケースはまれです、今は。もうほぼ直前になってこないと、去年の子ども・子育てでも、4月1日施行で3月30日に政省令が出たものもあるぐらいいんで、それぐらいい国のほうもどンドンスケジュールがおくれているんで、そういう意味でどうしても緊急性を要するものであれば、専決になるのも仕方ない。

でも、先ほどおっしゃっていたように、毎年出ているとわかっているものは、ある程度そういう組み立てをすることは可能なんだろうと思います。そういうための臨時会なんだというような運用をし

ていくというのも一つのやり方ではないかと思いますね。

○部会長（服部孝規君） どうですか、西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今までの議論をお聞きして、通年議会は必要ないんだなというのを僕も感じましたし、今以上に議会を活性化していくためには、臨時会をうまく活用して、市長の専決にかかわらず必要なときに。この間も関ロジのことで1回ありましたけど、そういうようなことで、議会側もやっぱり積極的に市政にかかわっているぞという姿勢と、それから我々が勉強していきながら、ここはこうあるべきだというのを、やっぱり皆が発言していく、そういう時間をとっていくことが大事であって、通年議会という形にこだわる必要はないのかなと、そんなふうに感じました。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） やっぱり改革と言われると、この通年議会って必ず出てくるんですけど、何でそれがもてはやされるというか、そうなっているのかというのが私も知りたいんですけど。

○部会長（服部孝規君） 安井さん。

○（株）ぎょうせい（安井順之君） 多分、率直に申し上げれば、先ほども本編で少し触れましたけれども、それをやるとポイントが上がるからだと思います。ランキングが上がるからだと思います。対外的にうちの市議会がこの議会改革の、例えばベスト20に入りましたよとかというと、またそれを書く文屋さんもいらっしゃるんで、聞こえはいいんですけども、実は早大のマニフェスト研究所さんもおっしゃっていますけれども、計算式上そういうふうにはやるんですけども、実態がそれに比例しているとは限らないというのは、ちゃんと白書に出ているんですね。そうすると、要するにそれはどんどんこういうこともやっているからランキングが高いけど、実際に具体的に有権者がどれだけそれに対して評価をいただいているか、あるいはご納得いただいているか、どれだけ議会が活性化しているかというのとはちょっと別の尺度なんだろうと思う。ただ、それをやるとランキングが上がることは事実です。

○部会長（服部孝規君） この問題については一旦収束させて、検討課題についてはこうやって聞いて、今後これを検討を進めていくということはないということによろしいですか。どうですか。もちろんまた復活ということも時期によってはあると思うんですけども、とりあえずこの1年の間にこれをもう一度進めていくというのか、議論を進めていくということは、もうやめるというのか。よろしいか、そういうことで。

会長。

○会長（前田耕一君） 僕も、これははっきり言うて、今も説明ありましたけど、ぎょうせいさんのほうから。パフォーマンスというような、僕も物すごくそういう感覚でおるんですわ。聞こえはいいわ。実際それでどんなメリットがあったかということというたら、三重県でもそうやけれども、極端にあったとかいう声って入ってこんのやわな。だから、それこそポイントが上がる、ランキングでいうたら大きくポイントアップになると思うんですよ。それだけのものと違うかなという感じもするもんで、もうここでははっきりと方向性を出してもらうたらいいんと違う、部会としての。

○部会長（服部孝規君） じゃあ、皆さんの意見をお聞きして、一応、この問題についてはここで終止符を打って、また機会があつて、こういう時期が来て、また違う局面が出てきたら、また取り上げるというようなことにしたいと思います。よろしく。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 通常ですと、1年に1回の報告の場が10月に推進会議で1年間の部会の報告の場がございますので、そこで報告させてもらう形になろうかと思えます。何かやるのであれば、随時推進会議で全体で議論しますけれども、もうやらないということであれば、もう1年の報告というところでと思っておりますが。

○部会長（服部孝規君） そうやで、こういう形で議論をして、その結果こういう結論に至りましたと、検討部会ではというような。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） この結果について、会派へ帰って、会派のほうで説明して、こんなのやりませんよと、もう部会ではやらない方向で決まりましたよという報告をして、もし会派の中から、いやいや通年議会をやってほしいで、もうちょっとどうやという話があったときには、またこの場で言わせてもらうたらよろしいですか。

○部会長（服部孝規君） そうですね。それはまたフィードバックしてください。

じゃあ、きょうはそういうことでいきたいと思えます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは休憩前に引き続き再開いたします。

2つ目の第35回検討部会の確認事項について、事務局より説明を。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、第35回の確認事項ということでございますが、まず1番目、検討課題のスケジュールについてでございますが、これは完了したものを除く残りの検討課題について、改めてスケジュールの一覧をお示しさせていただきまして、優先順位等の確認をしていただきまして、今後どれを中心に検討していくかと、その辺を議論いただきました。

続きまして、2番目の情報化についてでございますが、これはタブレットの取り扱いということで、各市の状況についてご説明させていただきました。そのときにプロジェクトチームをこの部会の中で設置をしていただきました。

それから次に長期欠席者への対応ということでございますけれども、これにつきましては、全国議長会のほうから女性議員の出産による会議、委員会の欠席についての規定を改正、追加をしてほしいということで、標準会議規則の改正案が届いておったわけなんです、それについて亀山市議会では長期欠席者への対応という検討課題の中で、一緒に議論をしていこうということで思っておったわけなんです、やはりこの長期欠席者への対応については、報酬等の考え方等々ございますので、かなり時間を要するというので、まずは先行して全国議長会から来ました女性議員の出産による会議、委員会の欠席についての規定を先に会議規則の改正をしようということで確認をいただきまして、その後、全員協議会での協議事項等も活用して確認をいただいて、12月定例会で改正をさせてもらったというところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上の確認内容でよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） では、3つ目の議会改革白書2016への掲載内容への確認について、事

務局よりお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

今回該当してくるのは、正副委員長会議、11月27日のところで決定をしていただいたこととございます。

今回はかなり細かくなってきておるわけなんですけれども、まずは議決を要しない計画等への議会の意見反映についてということとございます。これについては、これまで検討部会の中で各種分野別計画については、原則パブリックコメントを実施する計画について、骨子の中間の段階と最終の素案の段階で2回説明を受けると。それぞれ委員会から意見があれば意見を提出し、執行部から回答を受けることとしております。それから、なお関与する計画については、毎年提出される各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとしたということとございます。この各種計画一覧につきましては、2月19日の予算決算協議会の資料として提出をお願いしております。やはり各種計画ですので、予算が当然出てこようかと思しますので、そのときの資料として出してほしいということをお願いをしました。

そして、この執行部と協議ということが新たに加わったわけとございますけれども、これにつきましては、執行部としては、パブコメを実施しない内部計画であっても議会側に説明をしたい計画も中にもある可能性があるといったこともございますし、それから来年度は総合計画が終了する年でございますので、各種分野別計画もさまざまなものが一応同じ時期で終了して、新たな改定版をつくることも考えられますので、全ての計画にかかわっていくこととしては、なかなか委員会も大変になってくる可能性もございますので、場合によっては、この計画一覧を見て執行部と協議して関与する計画を選択していただくような形になってくることもあるということと、こういうことを入れさせていただいております。

続きまして、審議会委員への議員の派遣についてということと、これにつきましては、議員の派遣はやらないという中で、行政改革推進委員会の内容を聞く場をどこにするかということと、一旦総務委員会と決定していたものを予算決算委員会ということと改めて確認をいただいたこととございます。

それから所管事務調査についてでございますけれども、28年の所管事務調査のテーマにつきましては、提言に対する検証も重要ということから、過去のテーマの中からまずは優先してテーマの設定を行うこととし、その中に該当するテーマがない場合は新しいテーマを設定することとしたということと、これについては一応決定事項ではございますが、一応28年度はこのようにしようということとございますので、このことが引き続き29年度からということではございませんが、一旦28年はこのように決めたということと、やっぱりこうやって決まったことも一応決定事項として上げていこうかなということと、細かくなりますが、上げさせていただきました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上の確認、よろしいか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、4番目の議題に入っていきたいと思います。

まず、1番目の議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについて、事務局よりお願いします。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 資料3、これはカルテの確認でございます。

資料3の裏面、最後の青字の部分でございますが、正副委員長会議で予算決算委員会に関与することとするということを確認いただいたというのを一番最後に青字で追記しておりますが、この部分でございます。この正副委員長会議の決定をもって、このカルテは一応全て完了したという整理でございます。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、引き続き議決を要しない計画等への議会の意見反映について、カルテ14。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 資料4でございますが、これも一番最後、裏面をごらんいただきたいと思いますが、これまで中間と素案の2回関与するとかということはずうと確認していただきまして、最終、これも正副委員長会議になるわけでございますけれども、一応2月の新年度予算説明会の際に一覧表を出していただいて、関与する計画については、この一覧をもとに執行部と協議して決定するというので、正副委員長会議で確認いただいたと。これをもって、このカルテも完了というふうなことでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） これもこれでよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、3番目の長期欠席者への対応について、資料5、カルテ29。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 資料5をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、青字の部分でございますが、まず先行して会議規則について、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会を活性化するため、先行して出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることの確認をまずは部会でしていただいて、その後、全協の協議事項ということで、内容を確認していただいて、12月の定例会閉会日に追加議案として、議会運営委員会提出議案として一部改正を提案して可決されたというふうなことで、これについては、まず先行して女性議員の欠席に関する規定だけ変えただけでございますので、引き続き長期欠席者への対応、特に議員報酬の取り扱い、この辺を引き続き継続して議論をしていただくということで、まずはカルテに追記した部分の説明でございました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） これについてもよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それでは、4番目の議会の情報化について。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、資料6、議会の情報化ということで、本日のメインの課題でございますけれども、議会の情報化、タブレットの活用ということでございます。これの裏面を見ていただきまして、一応、前回35回の部会で、タブレット端末の運用、使用基準等を策定するために、検討部会内にプロジェクトチームを設置して検討していくことを確認いただきました。検討内容につきましては、お手元に今度は資料6の1ということで、運用に関する確認事項、本日も議論いただく部分ですけれども、資料6の1はきょうの確認事項ということでございますが、このタブレッ

トの運用について、先般プロジェクトチームを開催いたしまして、運用をこれからやっていくに当たって考えられる課題等を事務局のほうで拾い上げさせていただいて、プロジェクトチームで議論をさせていただきました。その中で課題だなということが残ってきたのが、本日6の1で上げさせていただいている確認事項でございます。この確認事項につきましては、これも先週になるんですけども、既に県内で導入しております尾鷲市と名張市のほうへお邪魔をして、これらの私どもで課題と感じた部分がどのように運用されているのかというのを、あくまで事務局同士の視察というふうな形で実施をさせていただきましたが、森副部長さんと高島委員さんにはご同行いただいております。

○部会長（服部孝規君） 私のほうでこの進め方を副部長にちょっと相談ですけれども、この1つずつについて、ここで意見を求めて進めていくのか、例えばこれについてのある程度運用に関するたたき台のようなものをもうプロジェクトでつくってもらって、それをここで議論したほうがいいんじゃないかなと。例えばこのタブレットの管理についてということで、こういう問題があるということは書いてもらってあるんですけども、じゃあこれに対応する形で運用としてこういうふうな運用にしますよというようなことをプロジェクトのほうでつくってもらって、それをたたき台に検討部会でやったほうが、これを1回きょうやって、もう一遍またそれをせんならんということになるんで、二度手間なんでどうやろうなと思って。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 一応このプロジェクトのほうで、事務局のほうから運用基準をつかっていく上での考えられる確認事項をリストで上げて、1つずつ皆さんに確認いただいたんです。その中でここに上げてある項目については、ちょっと課題が残ったんです。それを一応参考までに名張市と尾鷲市を見てきて、話もお聞きさせていただきましたけれども、例えば一番上が故障したときの賠償責任をどうするんだというふうな部分ですけれども、他市さんは一応保険に入っておるとか、そういったこともございました。ですので、各市ばらばらなんですけど、私どもではこれも単独でタブレットを備品として購入しておりますので、なかなかこれの保険というものはございませんので、当然1年以内であればメーカー保証となると思いますが、それ以外の保険が今のところございませんので、そうしますと、どういうときに重過失で個人負担を求めるのかとか、ある程度皆さんの意見もお聞かせいただいた上で、プロジェクトのほうで基準をまとめたほうがまとめやすいんじゃないかなと思うんですが。

○部会長（服部孝規君） わかりました。じゃあ、そういう趣旨ということなので、一通り確認事項の説明をいただいて、それについての皆さん方の意見を出していただいて、それを参考にプロジェクトのほうで運用をつくらせていただくということで、きょうはまだ11時20分ぐらいで時間がありますので、これだけなんで、一通り、1つずついきますか。

じゃあ、まず1番目のタブレットの管理について、渡邊室長が説明してもらいましたが、故障による修繕や盗難や紛失等による賠償責任の取り扱いはどうするのかと、こういうふうに書いてある。意見のある方はどんどん出してください、こうしたらいいんじゃないかという。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） あくまで公務として使うというタブレットですので、公費負担でいいのではないかと。性善説に立つわけではないんですけど、わざと壊すとか紛失する議員はおらんという中

で、不可抗力でなるというふうな考え方でいいのではないかなとは思いますがけれども。

○部会長（服部孝規君） 高島委員、どうぞ。

○部会員（高島 真君） 性善説に立つてやるんですけれども、性善説よりも、画面が1つ割れれば10万円近くするという話で、確かに僕はiPadを使うておるんですけれども、踏んだときがあるんですよ、車にぽっと置いて。それはauのほうで保険で使って直ったんですけれども、無理やりせんでもしてしまったというのがあるもので、その辺を。システム故障ぐらいやったら何てことないと、入れかえればいいだけの話で。視察に行ったところでも、画面が割れたのは10万円近くするという事。

○部会長（服部孝規君） 本人の不注意によって破損させる、紛失する、こういうケースやね、問題は。それも全部、例えば公費で全部見るのかという、そのところやと思うけどな、難しいのは。西川委員。

○部会員（西川憲行君） 自費負担があるからといって、逆にこれを使わんとこうというふうに考えるほうが僕は怖いと思うんですよ。言うたように、下手に持ち歩かんと、議会事務局に預けて置いておいたらそういうことが起きやんでというふうになると、結局何のために情報化でタブレットを入れたんやという話なので、やっぱり使ってもらおうという部分については、その辺はカバーせなあかんのかなあと思う。もしそれがあかんのやったら、各自で個人負担による保険に入ってもらおうとかね。そういうふうにして、安心してあれせなあかんのかなあと思います。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ご参考までに、名張市さんについては、一応保険に入られています、契約の中で。保険の適用外となる故意または重過失、これは当然保険が適用されないと。これについては、使用者が経費負担をするというふうな基準を定められております。

それから尾鷲市さんにつきましては、故障による修繕、盗難、紛失、これは故意、過失にかかわらず使用者がその修理等の経費を負担すると決められております。ただし、ここもドコモとの契約の中で、携帯保障サービスというのは入っておられまして、水漏れ、全損、紛失、盗難、破損、故障等があった場合は、自己負担額は上限7,500円、これを1年に2回までというふうな契約をされておるようで、一応保険はきくということでございます。

○部会長（服部孝規君） 副会長、どうぞ。

○副会長（岡本公秀君） これを全員に支給するという事は、あとはもう個人が、例えば家に持っていこうが、どこでどういうふうに使おうが、それはいいわけであって、持ち出し禁止とか、そんな話じゃないわけですよ。ということは、どこで紛失してくるかもわからんということも当然危険性としてあるわけやな、置き忘れとかね。わかりました。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 1つの方法として、例えば名張市さんも保険の適用外となる場合は、使用基準を定めて使用者負担ということをおっしゃるわけです。ですので、一度保険がきく範囲、きかない範囲、どういった場合がきいて、どういった場合がきかないのか。当然それはきかない場合は、恐らく故意とか重過失だと思んですけど、その辺を一度保険会社等へ聞いてみて、例えばそれと同じような形で、保険がきく範囲のものであれば公費負担、保険が適用されないような過失とかであれば自己負担、そういうのもありかもわからないかなと。

○部会長（服部孝規君） 一つの基準にはなるよな、目安にはね。保険がきく、きかないで公費か自己負担かという。線引きはせなあかんということやね。丸ごとどんな場合でも100%公費でというのはまずいやろうと。そんな線でまとめていただけますか。

次、会議でのインターネットによる情報検索の範囲、これ説明はよろしいですか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これにつきましては、本会議、委員会中において、インターネットによってさまざまな情報検索を制限するかどうかという部分でございます。これにつきましては、一応調査していたところでも、会議の目的以外には使用してはならないという定めがありますけれども、特にシステム的には制限していないと。ですから検索はありというふうなところもございまして、尾鷲市さんなんかは、やはり議運、全協での話し合いによって文面では規定はしていませんけれども、傍聴者の誤解を受けないためにも、当面は本会議、委員会ではインターネットによる情報検索はしないこととしたと。やはり傍聴者から何をネットで検索されておるかがわからないので、誤解を招かないようにということで、あえて議運、全協でそのように決めたという例もございまして。

○部会長（服部孝規君） この点についてはどうですか。

私も、委員会、本会議でもし必要があれば、事務局で検索してもらえばいいんと違うかなと思えますね、個人がしなくてもというふうに思います。

中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） やっぱり委員会の開催中にそういうふうで検索するという事は、やっぱりいろんなことで委員会で議論をしておる中で、ある議員がこうやってやっておるとするのは、余りいいことではないと思うな。これはやっぱり尾鷲かな、今室長が言われたような対応が一番ベストかなと僕は思います。

○部会長（服部孝規君） ただ、入力していく、記録していくという形の使い方もあるやん、僕はしていませんけど。そういう使い方をするという場合は、どうしてもこういうふうな委員会中にさわってというのはあるわね。その辺は実際に豊田委員は使ってみえなかったかね。ちょっと一遍意見を聞かせて。ネットと関係ないんやけど、例えばこうさわっておるといふ。

○部会員（豊田恵理君） さわっていかないと、皆さんが使うようにならなければ入れた意味がなくなると思うので、やっぱりさわるのはないとだめなんじゃないでしょうか。

○部会長（服部孝規君） それが結局外から見ておって、ネットの検索をしているか、自分の記録をあれしているかというのは、後ろから見ない限りわからんよな。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） ネットを使う使わないはもちろん議論として必要だと思うんですけど、やっぱり記録とかはさわっちゃいけないという話になっちゃう。それはやっぱりあるべきだと。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） その件に関して名張市さんでは、やっぱりキーボードをたたくと音がするので、本会議は禁止という形で、キーボード禁止という。かなり音がするみたいでということがありました。

○部会長（服部孝規君） 例えばこの中で、もしこれがオーケーになったら、本会議でそういう記録としてやりたいという人はおりますか。

(「僕はやりたいです」の声あり)

○部会長(服部孝規君) やっぱり音は出るわな、多少。

西川委員。

○部会員(西川憲行君) 昔話になって申しわけないですけど、J CにいたときにJ Cではペーパーレス化というのを推進しようということで、10年ほど前にパソコン導入というのをやっていたんですよ。そのときに細かにルールを決めていまして、例えば代表が挨拶するとかというときには、当時はノートパソコンでしたね、タブレットがなかった。ノートパソコンは閉じると、見てないよ、今はと。それがマナーとしてそういうふうにしましょう。みんながそこに集中していますよという意味表示をするのが、こうやってするのが一番早いですよね。というルールがありました。実際に会議中にキーボードをたたくのは、全員がもちろんたたいていましたけど、人が話するときにはキーボードはたたかないと。だから、今言うように音が気になるときというのはたたかないと。ただ、メモ書きとして説明とかでどうしてもというときはするけれども、基本的には挨拶であったりとか、メモをとる必要性のないときにはできる限り聞くというのに集中しようというのではありませんけど。でも、そのときにも、ノートパソコンで当時も音もしましたけど、さほど気にはならなかったかなと。

○部会長(服部孝規君) 気になるならんはもう個人差。

他にどうですか、この問題。インターネットによる情報検索を制限するかどうかに絞って。

高島委員。

○部会員(高島 真君) 基本的に私も会社でこういう時代が来て、おまえ俺の話聞いておるのかとなる話がよく会議中でもあるんですけど、今の時代これをしていくということになれば、最初からようけの制約をつけてしまえば、だんだん離れていくと思うんですよ。ある程度これやって、これあかんなど、これ入れようかというほうがいいと。僕も皆さんもそうやと思う、昭和の人間やもんで、自分がしゃべっておるときにガタガタやられると、こら、聞いておるのかとなるほうやもんで、最初に制約をいっぱいかけてしまうということがタブレット離れをしてしまわへんのかなあという危惧がありまして、使用範囲とか使用制限とかいろいろあるんですけど、それは基本的にいろんな項目の中であるんですけど、議員の常識範疇、これしたらあかんやんと言え、それをつけ加えて、最初からこれはあかん、あれはあかん、これもだめです、あれはあかんよという話になれば、ちょっと使い方が難しくなってくるのと違うのかなあ。

○部会長(服部孝規君) 基本的にインターネットの検索を認めると。

○部会員(高島 真君) そうそう。それをするかせんかは常識範疇で、おまえあかんぞと注意してくれますやん。

○部会長(服部孝規君) するということやね、オーケーということ。

○部会員(高島 真君) 僕はオーケーやと思う。

○部会長(服部孝規君) どうですか、森副部会長。

○副部会長(森 美和子君) 名張市さんは、議員の良識の範囲というふうに決めているという形でしたけど。

○部会長(服部孝規君) ということは、要するに認めているわけやな。

○副部会長(森 美和子君) そう。ただ、キーボードは禁止という、本会議に関しては。

○部会長(服部孝規君) 記録もあかんということやね。

○副部会長（森 美和子君） そう。西川委員がおっしゃったように、人が話をしているので、本会議場は特にそれを聞くという。でも、その言葉とかそういうようなのをぱっと聞いたときに、調べたいという思いは、すごく何のこともやろうとかということは、これがあるんであれば使いたいというのはありますけど、そこら辺がちょっと難しいなあと。

それで、議員も使いこなしている人との差が余りにもあるので、最初から何でもありというのもどうなのかなとかということもあるかなあって思います。

○部会長（服部孝規君） 検索するには言葉を入れやんならんもんね、検索の。キーボードをたたかんらん、やっぱり。だから、これをオーケーとすれば、キーボードをたたくこともオーケーやからな。でないと検索できへんで。こうやって画面を見て出てくるという話と違うから。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ネットだけではなくて、ここにいろんな資料が入ってきますよね。前のときの資料を検索するという手ですれば。そういうのもいっぱい入ってくるというので。要らないですよ、キーボード。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 議会のホームページで会議録を検索して、出てこやへんな。一発でぼーんと出てくるということはないわな。だから、どうしてもオーケーにすればキーボードをさわるということは避けられやんということやね。

僕も、本会議で傍聴者がおるときは、僕らの一番後ろの列は何を見ておるんのかと。傍聴の人からはわかると思うよ。

使っていく中で、こういう点は支障があるやないかと、だからこれは規制していこうやないかというふうにしていくと。だから、最初は特に規制を設けなくてスタートして、問題が生じてきた時点で規制をかけていくというふうにしていくということやな。そういう意見です。それじゃあ、それを参考に。

3つ目、使用する会議の範囲、全ての会議で使用するのかどうか。代表者会議はどうするのかという。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これは、当然もう全ての会議で使用するということなんです。ただし、代表者会議だけは非公開で、しかも議員さんの傍聴もできないという会議でございます。ですので、これ資料は全部クラウドに上げますので、上げてしまうと皆さん見られるというふうなことになるんで、傍聴しているのと同じかなということになるんですけど、ですので、代表者もこれを使うのかどうかということなんです。

○部会長（服部孝規君） これは、とりあえず今の時点では外しておかなしようがないわね。代表者会議の中で、これをもう公開にしていこうやないかと、代表者会議自体をね。要するに、もともと役選の人事でどうのこうのというところだけが問題やと思うの。だから、もしそこでどうしても必要なら、そこをきょうの代表者会議は非公開にしますというふうにすればできる話で、原則公開にしておけばいいのやろうと思う。そういう役選の人事でどうも人の名前が出てきてどうのこうのということで、それはやっぱり公開すべきやないというときは非公開にしますという扱いであかんのかな。会長、どうですか。

○会長（前田耕一君） 今、部会長から役選の件が出たけど、ほかのケースも本来あったらあかん中

身、何でも公開せないかんとと思うけれども、ケースによっては非公開にせないかんと部分もあるので、僕は逆にすばっと非公開にしておいて支障はないと思うけどな。結果はまた何らかの形で皆さんに公開しても構わへんわけで。これは非公開にしておくほうがすっきりすると思うけどな。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 現在、すぐにここであれば出ないと思うんですけど、代表者会議を公開しているところもありますよね。そうやから、それは今後の議論はやっぱりやっていくことが必要で、その役選の絡みもきちっと届け出をするような形で整理もされてきていますので、そこはどここで議論するんですか。代表者会議を公開、非公開というのは。

○部会長（服部孝規君） 代表者会議やな。

○副部会長（森 美和子君） 代表者会議か。

それはもうそこに委ねて決めていくということで、基本バツでということのほうがいいと。

○部会長（服部孝規君） 当面そうやけど、現状にあわせて代表者会議は非公開になっているんで、これを外して使用するというのでいかんとあかん。

じゃあ、次に行きます。

会議以外での使用範囲について、政務活動での使用の範囲をどこまでとするか。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これにつきましては、調査してきた2市もちょっと考え方が違ったんですけども、名張市さんのほうは通信費等の公費負担の考え方を公費だけではなく、政務活動費も一部入れるというふうなことで、当然政務活動にも使っていくと。ですので、議員活動や政務活動で全て使えるというふうなことで、特に規定は設けていないと。

ただ、尾鷲市さんのほうは、今のところ政務活動費の負担は入れてないということで、全額公費ということから、基本的には会議や議会の情報共有のみの使用を想定しているということでございました。ただし、議会報告会や個々の議員活動における市民への説明等に関しては、その使用を妨げるものではないという決めをしておくと。

今、事務局で思っておりますのは、当然1人1台、しかも個人に配付ということですので、当然議員活動、政務活動のほうにも使っていただきたいというふうには思っております。ですので、この部分については、政務活動でも使うというふうなことで考えておるんですけども、ただしその中で個人使用の部分については、やはりだめなのかなと。例えば視察に政務活動費で会派で行かれます。当然、視察のときに写真を撮ったりもこれで使えますし、記録をとったりも使えますけれども、じゃあその写真を例えばフェイスブックにアップするとか、そういった使い方になってくると、そこはもう個人的な部分になってきます。ただ、そうなってくると、2台持ちせんならんのかとか、そういう部分も出てくるので、議論はここは要るかなということで、あえてここに上げさせてもらっています。

○部会長（服部孝規君） 今政務活動費の中でどういうことが認められて、どういうことはだめとされておるかによって、使い分けしていかなと。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 公費とか政務活動費という話になるのでややこしくなって、個人負担として、例えば毎月2,000円なら2,000円、各自がこれを使うために払うとかという部分で、使用

の部分も認めるとかというふうにしなないと。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） これはやっぱり公費で購入したものやから、そこが前提になってくるのかなということと、次のアプリの件になるんですけど、アプリケーション、フェイスブックとかLINEとかというようなアプリをとらなあかんですわ。そこには名張にしても尾鷲にしても制約をかけているんです、議運に諮るとか。だから勝手にはできないような形になっているので、やっぱりそこら辺は非常に厳しい。

○部会長（服部孝規君） これはセットやな。関連があるのやな、アプリケーションは、渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この辺はセットになってくるかと思います。

例えば四日市さんなんかは、今ちょっと話が出ましたけど、あそこは全額公費負担で通信を見えますけど、うちの聞き取った範囲では、全額公費負担ということで、個人で活用するアプリについてはインストールしないと。それから議員の政務活動にも用いない。外部との通信、メールやソーシャルメディア等の利用でも使用しないと、全額公費ということで、結構そういった決めはしておるようです。これはどちらかという、尾鷲市さんのほうも今のところ全額公費で政務活動費を使っていないということで、会議と情報共有しか使わないというふうな考え方で、名張市は政務活動費を使っておるから、政務活動にも使えると。

○部会長（服部孝規君） だから、活用する人は使わなくなるやろうなと。使いづらくなる。ふだん活用しない人はその範囲で、会議とかそんなときで使うだけやから、別段何も不自由せんわけやわな。ところがふだんいろいろ活用しておる人から見れば、非常に使い勝手が悪いということになるわな。

じゃあ、ちょっと時間がもうありませんので、この会議以外での使用範囲やアプリ、それから通信費、この辺のところは今出た意見を参考にまとめていただけますか、難しいけどな。もしまとまらんだら、併論というか、A案、B案、C案でもいいわ。そのうちにどれをとるかでもいいわ。1つのあれにまとめられやんだらね。そうやってしてください。

それから、開催通知等の議員への連絡方法、これは、

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これにつきましては、もう当然携帯メールではまず全員にお知らせを並行してやらせていただこうと。常にタブレットを持っておるわけではございませんので。あとは開催通知をメールで送るのかクラウドに開催通知の文書をアップするののかというどちらかですので、これは一度プロジェクトチームで検討していただきたいと思います。

○部会長（服部孝規君） じゃあ、最後のペーパーレス化の考え方。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これにつきましては、2市視察に行つてまいりましたけれども、結構ペーパーレス化への移行が早くて、もう導入して、最初は併用で、次の定例会からはペーパーレス化と。ただ、それについては両方とも執行部も一応タブレットがあるんですよ、各部長級も。今の場合、亀山市は議会だけペーパーレスしても、当然執行部の議案とか、傍聴用とか記者用とか、全てペーパーですので、いきなり完全にペーパーレスにはなりませんし、今、事務局で思っておるのは、当面、併用しながら、議員さんの中でもうタブレットでいくわという方がお見えになれば、そういった

不要な方から少しでもペーパーレス化を図ればそれでいいのかなど。完全にいきなりゼロにする必要はないかなとは思っております。

○部会長（服部孝規君） 段階的にね。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 執行部のほうは、タブレットは持ってないけど、ノートパソコンは全員持ってみえますよね。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 持ってみえます。

○部会員（西川憲行君） ということは、やる気になれば、ノートパソコン持ち込みでできる。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それはそうですね、はい。

庁内会議なんかでも持っていつています。ただそうすると、LAN配線等が必要になってくると思いますけれども。

○部会長（服部孝規君） じゃあ、そんなことをきょうの出た意見を参考に、ちょっと大変ですけど、またプロジェクトチームで。

○部会員（西川憲行君） 今、執行部がそうやって会議に使うておるという話ですけど、その会議の使い方は今ここにうちの議案になった中のとかぶっておる部分で、執行部の参考にできる部分はないのかという点ですけど。例えばインターネット検索を会議中にやっているかやってないかとか、メモ書きにパチパチ打ちながら会議をしておるのかどうかという点で、参考になるかどうか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） その会議で使っておるというよりも、例えば会議で説明者がパワーポイントを使うのにパソコンを持っていくとか、その程度の使用でございます。

○部会員（西川憲行君） だから、ペーパーレス化をやっておるというわけでは。

○議事調査室長（渡邊靖文君） ではないです。それと、このペーパーレス化を実施したところでも、一旦完全にペーパーレス化して、やはり議員さんもメモをとる紙もないやないかということで、結局どちらかでしたか、事項書だけはペーパーで配るように戻したということもございました。

○部会長（服部孝規君） 森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ペーパーレス化していますが、どうしても自分で紙が欲しいという人は、自分でやる。執行部から出してもらうんじゃないくて、一旦この中に全部入っているの、自分で欲しいと思えば、自分でやりなさいという、そんな厳しい。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今このタブレットの運用をするときに、私どもでは図書室にレーザープリンターをカラーと白黒と2台置いて、必要な箇所を議員さんが無線で送っていただいて、出力してもらうという活用を思っております。

○部会長（服部孝規君） じゃあそれを参考に、大変ですけども、プロジェクトで、1案、2案、3案ということでも結構です、まとまらなければ。

最後に次回の開催で、私としては2月18日の午前10時からというのはどうかと思うんですけど、どうですか、都合は。

（日程調整）

○部会長（服部孝規君） 2月15日、10時から開催します。

じゃあ、以上で本日の検討部会を終わります。ありがとうございました。

午前11時57分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 1 月 22 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規